

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	都市計画課	検索番号	3-5
法令名	都市計画法	根拠条項	42-1		
許認可等	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築物の建築等の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、法第36条第3項の公告があった後は、当該開発許可にかかる予定建築物等以外の建築物等を建築等する行為や、その用途を変更してはならないが、当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>ただし、予定建築物の変更の許可については、原則として開発許可不要建築物や開発許可を行なうことができる建築物に変更する場合でなければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>(1) 市街化調整区域内</p> <p>本項の規定は、次のいずれかに該当する場合に許可し得ることとしている。</p> <p>① 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合</p> <p>② 当該申請が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合</p> <p>③ 許可申請に係る建築物又は特定工作物が法第34条第1号から第12号又は第14号までに規定する建築物でその用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められる場合</p> <p>(2) 市街化調整区域内以外</p> <p>① 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合</p> <p>② 建築物の用途と法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する基準とを勘案して支障がないと認められる場合</p> <p>なお、本項による規制は、開発許可を受けた者に限らず、当該開発区域において新築、改築又は用途の変更を行おうとするすべての者に適用される。</p>					